

○申告の際に必要な提出書類

1. 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書
2. 上場株式等の配当等に関する書類の写し（上場株式等の配当等がある方のみ）
3. 上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し（上場株式等の譲渡所得等がある方のみ）

※「3. 上場株式等の配当等に関する書類」とは上場株式配当等の支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、特定口座年間取引報告書などを指します。

※「4. 上場株式等の譲渡所得等に関する書類」とは、特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書などを指します。

○留意事項

- ・市民税・県民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。
- ・上場株式等に係る譲渡所得について、源泉徴収されない特定口座（簡易申告口座）及び一般口座での取引に係る所得については、申告不要制度を選択することはできません。
- ・未公開株式に係る配当所得については、申告不要制度を選択することはできません。
- ・仮に納税通知書が送達されるまでに提出された場合でも、初回の各保険料決定額の算定等について、実際の申告内容とは差異が生じてしまう可能性がありますので、特別徴収の方は4月中旬まで、普通徴収の方は5月中旬までの申告をおすすめします。（初回の決定額通知後、訂正したものを通知します。）

記入例

令和 年度分 市民税・県民税申告書  
上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

申告者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

確定申告した（予定含む）上場株式等の所得		住民税の源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等（分離課税）		円	円

※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものです（所得税20.42%のみが源泉徴収されているものは対象ではありません）。（注意）上記の表に記載誤りなどがあり、上場株式等所得と判断できない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税する場合があります。

住民税申告する内容の番号に○をつけてください。

1 上記の「確定申告した（予定含む）上場株式等の所得」について、住民税では申告いたしません。

2 上記の「確定申告した（予定含む）上場株式等の所得」について、住民税では下記の通り申告いたします。

住民税で申告する上場株式等の所得		住民税の源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等（分離課税）		円	円

※2は以下の例の場合に使用します。  
例 ・確定申告では総合課税を選択した配当所得を、住民税では分離課税で申告する場合など

上場株式等に係る配当所得以外の所得及び所得控除については、所得税の確定申告書と同一の内容を記載した市民税・県民税申告書が提出されたものとして取り扱います。

申告者の住所・氏名。  
連絡先を記入してください。

課税方式を変更する所得及び住民税の源泉徴収額を記入してください。

申告する番号に○をつけてください。

2番を選択した場合は、申告する金額を記入してください